

みどり市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

みどり市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	6
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 本市では、すべての子供たちが安心して学び、個性と可能性を最大限に伸ばすことのできる教育の実現を目指している。そのためには、教育に携わる教育職員が心身ともに健康で、本来の教員の業務である授業・児童生徒指導・教育活動の充実に十分な時間と情熱を注げる環境を整えることが大切である。
- 学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が続いている。現状を改善し、教育の質を向上させ、将来を見据えて子供たちによりよい学びの環境を提供するために、自治体としても取り組むべき重要な課題となっている。
- 本計画は、教育職員の業務量を適切に管理し、組織的な働き方の見直しと健康確保のために実効性のある対策を推進することにより、教職員が専門性を発揮し、創意工夫を取り入れた教育活動を展開できる体制を構築できることを目的とする。
- また、本計画・学校・教育委員会・地域が連携し、教育職員の働きやすい職場づくりを進めることで、結果として授業の質の向上、児童生徒の豊かな学びや成長の実現まで続いていくことを目指す。教育職員の健全な働き方は、子供たちにとっての学びを根本から支える基盤であり、本市教育行政の重要な柱である。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「みどり市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間 月別平均時間（時間／月）

年月	小学校	中学校	義務教育学校
令和6年 4月	39時間55分	56時間20分	34時間32分
5月	35時間37分	54時間32分	29時間38分
6月	33時間44分	48時間21分	22時間42分
7月	26時間48分	42時間34分	22時間10分
8月	7時間27分	15時間29分	6時間18分
9月	29時間13分	45時間51分	22時間27分
10月	35時間23分	47時間24分	23時間45分
11月	30時間55分	44時間36分	26時間33分
12月	24時間51分	31時間51分	22時間25分
令和7年 1月	24時間37分	32時間49分	22時間22分
2月	27時間18分	35時間04分	23時間28分
3月	34時間12分	36時間29分	28時間28分
令和6年度平均	29時間10分	40時間57分	23時間44分
令和5年度平均	29時間51分	44時間06分	20時間10分
令和4年度平均	32時間03分	44時間41分	23時間59分

令和6年度	小学校	中学校	義務教育学校
月45時間を上回る割合	18.7%	39.8%	10.9%
月80時間を上回る割合	1.7%	6.8%	0.0%

- 時間外在校等時間の年度平均を比較すると、令和4年度から令和6年度にかけて減少してきている。また、国が掲げる「令和11年度までに、1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度にする」という目標と比較すると、小学校と義務教育学校ではすでに目標を達成している状況である。ただし、目標を達成しているからといって課題が解消されたわけではない。80時間超えの教員も存在しており、教育職員の時間外在校等時間が二極化している現状もある。

- 中学校では月平均が40時間近くと30時間を大きく上回っているほか、時間外在校等時間が45時間を超える割合が39.8%と多くなっている。対処困難な児童生徒への対応や事務的な残業量、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、廃止や縮小による業務の削減や、ICTの導入などによる業務の効率化を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間超えの割合を0%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、すべての校種で30時間を下回るようにする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

毎年実施している公立学校共済組合ストレスチェックの結果をもとにする

- ・ 分析項目「仕事や生活の満足度」の偏差値が、引き続き組合平均より上回るようにする

R6 みどり市	55.4
組合	54.6

- ・ 分析項目「働きがい」の偏差値が、引き続き組合平均より上回るようにする

R6 みどり市	57.8
組合	56.7

※値は厚生労働省が公開している全国平均の値を基礎として算定している

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、みどり市青少年センター等の青少年補導に委ねることとし、学校における自主的な見回りは最小限にすることとする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校での法的な判断を伴う対応が求められる事例の解決に当たり、弁護士との電話相談や面談等による法的側面からの助言を得るための「群馬県市町村立学校スクールロイヤー活用事業」について、各学校に内容や実施方法について周知していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの管理業務について、教育委員会において外部委託を進める。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、すでに配置している、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置を進める。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・必要に応じて医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、テストの採点やアンケート集計など多くの校務を効率化する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員から申し出があった場合、医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を各学校に周知していく。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、みどり市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。